

12 投票所の設備等に関する留意事項について

総行管第312号
令和7年5月26日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿
総務省自治行政局選挙部長

第27回参議院議員通常選挙における投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下同じ。）の設備等については、下記事項に御留意の上、遺漏のないよう貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対する周知に万全を期されますようお願いいたします。

記

1 投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気でき軽に投票できるように創意工夫を凝らすこと。

また、プライバシーの確保等に留意した上で、障害者や高齢者の方々に親切で丁寧な対応ができるよう十分配慮すること。

2 投票が円滑に行われるようにするため、投票所の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示し、また投票所内においては投票のための順路を適切な方法で明示するなどの措置を講ずるほか、障害者や高齢者の方々の投票の便宜のため、次のことに留意すること。

(1) 投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載のための照明灯の設置、車イスや車イス用の記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボードや投票支援カード等のより投票しやすい設備や備品等を準備すること。

(2) 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープの設置や、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講ずること。従前から継続して設置している投票所についても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所

で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の方々の視点に立って改めて点検を行い、必要な措置を講ずること。

(3) 投票所において、障害者や高齢者の方々が利用しやすい駐車場の確保に努めること。また、投票所外の設備として、選挙人の投票機会の確保を図る観点からも、駐車場の確保について、施設管理者と相談の上、必要な検討をすること。

(4) 障害者や高齢者の方々には、投票所において準備している設備や備品の内容、必要な選挙人に対しては人的介助が可能であること、自書ができない選挙人については代理（代筆）投票が可能であること、障害者の方々が用いる支援機器（意思伝達装置等）の持込みが可能であること等について、ホームページの活用をはじめ、必要な周知を行うこと。

(5) 障害者の方々への対応に際しては、障害の特徴を理解することが重要であり、「障害のある方に配慮した選挙事務の事例について」（令和5年1月30日付け総行管第75号）に示した対応例を踏まえ、投票所の事務従事者向けのマニュアルの改定等について検討すること。

3 選挙人を介護する者など、選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、投票所に入ることができるものであること。選挙人が当該選挙人を介護する者とともに来訪した際の対応について、十分配慮すること。

4 投票所には、選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）も入ることができることから、投票所内の十分なスペースの確保や、選挙人の動線と区分された場所の確保などに配慮するとともに、「投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に関する質疑応答集について」（平成28年4月28日付け総行選第35号）を踏まえ、適切な投票所運営に努め、投票所の秩序保持に留意すること。

なお、公職選挙法第46条及び公職選挙法施行令第37条の規定に基づき、投票用紙は、選挙人が自書し、自ら投票箱に入れなければならないとされていることから、同伴した子供に投票させることがないように、選挙人本人による適切な投票行為の確保について留意すること。

5 共通投票所の設置に当たっては、必要な設備等の確保に努めるとともに、「共通投票所の積極的な設置について」（令和7年5月26日付け総行管第304号）を踏まえ、適切な運営を行うこと。

6 期日前投票所の設置に当たっては、必要な設備等の確保に努めるとともに、「期日前投票制度の活用について」（令和7年5月26日付け総行管305号）を踏まえ、適切な運営を行うこと。特に投票日前日など、多数の選挙人が期日前投票所に一時に集中して訪れることも考えられることから、期日前投票所における受付の円滑化のため、期日前投票所のレイアウトの工夫、期日前投票システムの導入、待ち時間を利用した宣誓書の記入、デジタル技術を活用した宣誓書の記入の簡素化（マイナンバーカードの空き領域を活用した自動入力等）、選挙人が集中する日や時間帯における人員増員や設備増強、ホームページやSNSによる期日前投票所の混雑状況の周知等に積極的に取り組むこと。

また、期日前投票所外の設備として、選挙人の投票機会の確保を図る観点からも、駐車場の確保について、施設管理者と相談の上、検討すること。

7 公職選挙法第175条に規定する氏名等の掲示については、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すこと。

なお、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示については、「参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示について」（令和7年5月26日付け総行管314号）を踏まえ、万全を期すこと。

8 共通投票所及び期日前投票所の設備整備に当たっては、「選挙人名簿対照オンラインシステムに利用する回線について」（平成30年12月14日付け事務連絡）を踏まえ、より安価な対応が可能なセキュリティの確保された無線の専用回線の活用を積極的に検討すること。

また、選挙人名簿対照オンラインシステムの設備整備については、電気通信回線のセキュリティ確保とともにシステム障害が発生した場合の対応策についてもあらかじめ取扱いを定めておくなど、情報通信の安全性の確保について万全を期すこと。